

## 多子世帯・ひとり親世帯等の保育料負担の軽減について(案)

## 【平成 28 年度国予算案における子ども・子育て支援新制度の状況について】

〈主な充実の内容（保育料関係）〉

◇多子世帯・ひとり親世帯等の保育料負担の軽減（幼児教育の段階的無償化を含む）

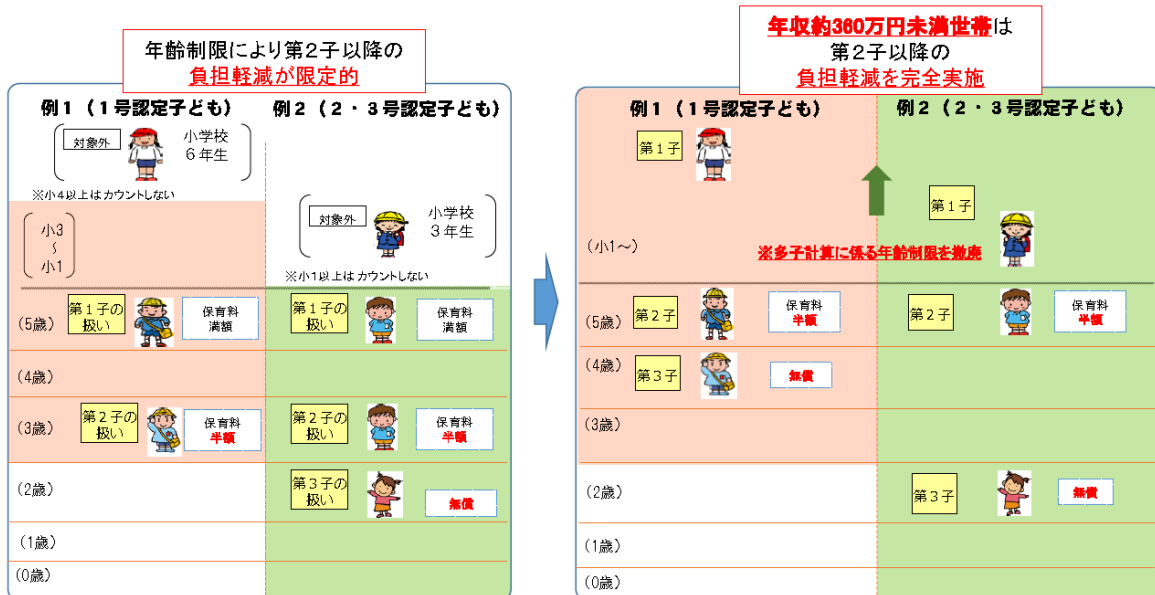
- ・ 年収約 360 万円未満の世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第 2 子の保育料を半額、第 3 子以降の保育料を無償化する。
- ・ 年収約 360 万円未満のひとり親世帯等への優遇措置を拡充し、第 1 子の保育料を半額、第 2 子以降の保育料を無償化する。

## 1. 多子世帯の保育料負担軽減について

別添資料 3

## ●多子世帯の保育料負担軽減

- 年収約360万円未満世帯について、現行制度で
  - ・1号認定子どもについては、小学校3年生まで
  - ・2・3号認定子どもについては、小学校就学前まで
 とされている**多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。**



## 2. ひとり親世帯等の保育料負担軽減について

### ●年収約360万円未満のひとり親世帯等への優遇措置を拡充

⇒ **第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化**

#### ○1号認定子どもについて

階層区分	現行 保護者負担額(月額)	現行の負担軽減 保護者負担額(月額)	負担軽減の拡充 保護者負担額(月額)
第2階層 市町村民税非課税世帯、 市町村民税所得割非課税世帯 (年収約270万円まで)	第1子 3,000円	0円	0円
	第2子 1,500円	0円	0円
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円まで)	第1子 16,100円	15,100円(1,000円引き下げ)	7,550円(現行負担軽減後の半額)
	第2子 8,050円	7,550円(上記の半額)	0円(無償化)

#### ○2・3号認定子どもについて

※下記の保護者負担額はすべて3歳以上児の保育標準時間認定の場合

階層区分	現行 保護者負担額(月額)	現行の負担軽減 保護者負担額(月額)	負担軽減の拡充 保護者負担額(月額)
第2階層 市町村民税非課税世帯 (年収約260万円まで)	第1子 6,000円	0円	0円
	第2子 3,000円	0円	0円
第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (年収約330万円まで)	第1子 16,500円	15,500円(1,000円引き下げ)	7,750円(現行負担軽減後の半額)
	第2子 8,250円	7,750円(上記の半額)	0円(無償化)
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約470万円未満世帯 のうち年収約360万円未満世帯)	第1子 27,000円	27,000円(基準額表どおり)	13,500円(基準額表の半額)
	第2子 13,500円	13,500円(上記の半額)	0円(無償化)



### 【平成28年度の方針】

保育料は国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めます。

本市では、国の保育料負担軽減案の詳細が分かり次第、条例改正案を議会に上程する予定。